

別紙5 商品内容・原産地等の表記方法

商品内容

① 原則として、商品の表示ラベルの内容量に記載の内容と販売数量を併せて記載する。

※カタログ制作支援システムへの入力の際は「内容量＝」は省いて入力してください。

(表示ラベルに記載される内容量は「約」の記載はないため、「約〇〇g」などの記載は行わない)

- ・ 内容量＝5個 … 数量(単位)
- ・ 内容量＝150g×4 … 内容量×数量
- ・ 内容量＝240g(固形量150g)×6 … 内容量(固形量)×数量
- ・ 内容量＝240g(個装紙込)×4 … 内容量に個装が含まれるもの(単位)×数量
- ・ 内容量＝(280g×24)×2 … (内容量×数量)×数量

② 内容量の単位がわかりづらい場合は、内容量の補足事項(補足内容量)を記載することも可。

- ・ 内容量＝1個(約直径15cm) … 数量(補足サイズ+単位)
- ・ 内容量＝2個(1個:約直径15cm) … 数量(数量+単位:補足サイズ+単位) → 複数個の場合
- ・ 内容量＝350g(約直径5cm)×3 … 内容量(補足サイズ+単位)×数量
- ・ 内容量＝700g(10個) … 内容量(補足数量+単位)
- ・ 内容量＝500g(S・M混:8～12個) … 内容量(補足サイズ:補足数量+単位)
- ・ 内容量＝500g(S～L混、秀:8～12個) … 内容量(補足サイズ、等級:補足数量+単位)
※個数が隣合せの場合も、2～3個などと表記。
- ・ 内容量＝500g(S、秀:12個またはL、秀:8個) … 内容量(補足サイズ、等級:補足数量+単位 又は…(繰返し))
※さくらんぼは詰め方も商品価値となるため表記
- ・ 内容量＝500g(S～L混、秀:8～12個、手詰) … 内容量(種類)
- ・ 内容量＝850g(大根、なす、きゅうり) … 内容量(種類数+補足数量+単位)
- ・ 内容量＝320g(10種20個) … 内容量(約塩分+補足サイズ、等級:補足数量+単位)×数量
- ・ 内容量＝500g(約塩分10%、3L、秀:8個)×4 … 内容量(塩分範囲+補足サイズ、等級:補足数量+単位)
- ・ 内容量＝500g(塩分10～12%、3L、秀:8個)

③ 異なる商品の詰合せの場合は、商品名を付加して記載。※わかりやすいようスペースは□で表示しています。(以下同様)

- ・ 内容量＝大豆140g、大正金時130g、黒豆120g
- ・ 内容量＝大豆・大正金時・黒豆□各130g
- ・ 内容量＝羊羹200g×2、水ようかん150g×3
- ・ 内容量＝羊羹200g×2、どらやき3個
- ・ 内容量＝大豆・大正金時・黒豆□各130g×2
- ・ 内容量＝大豆140g・大正金時130g・黒豆120g□各2
- ・ 内容量＝煮豆(大豆・金時・黒豆□各1袋)、佃煮(昆布・海老・あみ□各1袋)

④ 詰合せに付属品がつく場合は、内容量に付加して記載。

- ・ 内容量＝100g×5、たれ・山椒付
- ・ 内容量＝白胡麻豆腐・黒胡麻豆腐□各115g×4、みそだれ2袋付
(本品に対して付属品の数量が合致しない場合には、付属品に数量を付加する)
- ・ 内容量＝1.1kg□小分け袋付 … ※食品以外の付属品の場合

⑤ 記載の特例

- ・ 商品内容の単位として「〇cc」は使用できません。「ml」等に変更すること。
- ・ 質量(g)、容量(ml)以外の内容量の単位は、原則として「尾」「枚」「個」等を使用する。
- ・ 海苔はいわゆる「全型」の場合は「10枚×5」のように枚数のみを記載、切海苔(4切り、8切り等)の場合は「8切56枚(板のり7枚分)」のように記載、もみ海苔は重量のみ記載する。
 - 内容量＝50枚×4
 - 内容量＝8切104枚(板のり13枚分)×2
 - 内容量＝30g
- ・ 生鮮食品の水産物のうち、「養殖」または「解凍」をしたものには、内容量にその旨を記載する。
 - 内容量＝270g(10～12尾)(養殖)
- ・ めん類のうち、「生」、「半生」、「ゆで」、「蒸し」に該当するものに関しては、その旨を付加する。
 - 内容量＝生めん150g・具200g□各6 … 箱の中に各6個入り
 - 内容量＝(生めん150g、具200g)×6 … 1袋の中にめんと具が入っている場合
 - 内容量＝ちゃんぽん・皿うどん□各(生めん150g、具200g)×3
 - 内容量＝ちゃんぽん(蒸しめん150g、具200g)×3、皿うどん(めん100g、具200g)×2
- 異なる商品の詰合せの場合は、商品名を付加して記載。
(「生そば」の場合は、「きそば」とも読めるので商品名にかかわらず平仮名で「なまそば」と記載する。)
 - 内容量＝深大寺なまそば100g×2、深大寺半生そば150g×3
 - 内容量＝出雲そば(生)100g×2、更科そば(半生)100g・稲庭うどん100g□各3
- 商品名に「生」、「半生」、「ゆで」、「蒸し」の記載がある単一商品で付属品の内容量を記載しない場合
 - 内容量＝250g×6 (商品名「手延半生うどん」)
 - 内容量＝150g×10、スープ付 (商品名「ひぐま生ラーメン(白味噌)」)

原産地・原料原産地・原産国

① 原産地: 生鮮食品および生鮮食品の詰合せに関しては、生鮮食品の原産地を記載

- ・ 原産地＝山形県 … 通常のパターン
(産地が1か所の場合。国産を除き「産」の語句を付加しない。)
- ・ 原産地／トラフグ(養殖)＝国産 … フグの場合は標準和名に養殖を付加
(水産物の「養殖」「解凍」表記は、通常内容量に付加するが、標準和名などを記載する場合は、原産地に記載。)
- ・ 原産地＝長野県、山梨県 … お届けする商品の産地が混ざる場合
(商品本体の原産地表示は、「○○、○○」、「○○産、○○産」と記載。原産地は重量の多い順に記載。)
- ・ 原産地＝山形県又は福島県 … お届けする商品の原産地がどちらかの場合
(媒体への記載は、「原産地＝山形県又は福島県 ※産地は商品提供者にお任せください。」のように記載。)
商品本体の原産地表示は、実際にお届けする原産地を記載。
「○○産又は○○産」などどれかや、単一原産地なのに「○○、○○」「○○・○○」などの列記は不可。
- ・ 原産地＝京都府又は滋賀県又は三重県 … お届けする商品の原産地が3つのうちどれかの場合
「その他」や「他」など、まとめた記載は原則不可。必ず予定するすべての産地を記載。
どうしても特定できない場合は、「国産」も可とする。(商品本体の原産地表示は、法に適合する原産地を表示)
同様に、国外の原産地のものについても、どうしても特定できない場合は、「原産地＝輸入」も可とする。
- ・ 原産地／りんご＝青森県□みかん＝愛媛県 … 詰合せの場合
(対象の生鮮食品が複数で、さらにその原産地が複数混ざる場合などは、なるべく生鮮食品間をスペースにする。)
- ・ 原産地／じゃがいも・玉ねぎ＝北海道 … 詰合せの場合(同じ産地)
(お客様が誤認しない範囲で、対象生鮮食品名を除き、「原産地＝北海道」の記載も可とします。)
- ・ 原産地／マダイ(養殖)・マアジ(解凍)＝国産 … 水産物の詰合せの場合は魚種名に養殖・解凍を付加。

② 原料原産地: 国内で製造(一部加工を含む)された加工食品のうち、商品名に生鮮食品の名称があるものは、その生鮮食品の原産地を原料原産地として記載。

表示ラベルの原料原産地表示とは必ずしも一致しないので注意。

- 1) 原料原産地／きゅうり＝茨城県産 … 原産地が1か所の場合。(「産」の語句を付加して記載。)
- 2) 原料原産地／みかん＝佐賀県産、福岡県産 … 商品自体の対象生鮮食品の原産地が混在する場合
(原料原産地の使用重量の多い順に記載。)
- 3) 原料原産地／牛タン＝オーストラリア産、ニュージーランド産他
… 対象生鮮食品の原産地が3つ以上で混在する場合

3つ目以降は「他」で可。もちろん3つ目までの場合、3つ目の原産地を記載しても可。
尚、対象生鮮食品の原産地が大括りの「輸入」の場合は、「原料原産地: 生鮮食品名＝輸入」の記載は可能だが、諸事情で原料原産地を特定できない場合も、カタログの表記は、「原料原産地: 生鮮食品名＝輸入」も可とする。ただし、商品自体の原産地表示は、法に適合する産地表示で記載のこと。

4) 原料原産地／スケトウダラの卵＝アメリカ産又はロシア産

… 商品自体の対象生鮮食品の原産地がどちらかの場合

表示ラベルの対象原料原産地表示に「5%未満」の記載があっても、カタログには記載しない。
食品表示基準 別表15に該当しない加工食品については、原産地が混在する可能性がある場合も含む。

5) 原料原産地／はちみつ＝ルーマニア産又はハンガリー産他

… 対象生鮮食品の原産地が3つ以上どれかの場合

4)と同様、別表15に該当しない加工食品については、原産地が混在する可能性がある場合も含む。
(別表15に該当する商品では、過去にこの様式のものを確認したことはありません。)

特に表示ラベルには記載がなく、弊社ルールでカタログにのみ記載する原料原産地にあっては、どうしてもの場合、「原料原産地: 生鮮食品名＝○○産ほか」などの商品本体の表示では不適の表記も可とする。

・ 原料原産地／マアジ＝長崎県産□マダイ＝福岡県産

… 対象の生鮮食品が2つある場合

(対象の生鮮食品が複数で、さらにその原産地が複数混ざる場合などは、なるべく生鮮食品間をスペースにする。)

・ 原料原産地／牛肉・豚肉＝鹿児島県産 … 対象の生鮮食品が2つある場合(同じ原産地)

・ 原料原産地／ベニザケ: 塩漬け＝アメリカ産 味噌漬け＝ロシア産

同じ生鮮食品でも、単品により原産地が異なる場合

対象の生鮮食品に対し、単品ごとにその原産地が異なる場合などは、なるべく単品名間をスペースにする。
紅茶やコーヒー豆などの場合、単品ごとに記載せず、3)のようにまとめた記載も可。

③ 原産国: 主に輸入品について、原産国を記載(食品と非食品で原産国の記載方法、記載位置が異なります)
食品

・ 原産国／○○製 … 通常のパターン

複数の国で同一製品を作ることはあっても、1製品の原産国は1つ。

海外ブランドの商品は、日本製でも原産国を記載。キャラクターなどは個々に判断(原則不要)

原料原産地を記載しているものは、原料原産地表示の後に「●日本製」と記載することも可。

・ 原産国／単品名1＝○○製□単品名2＝○○製

… 詰合せなどで単品の原産国が異なる場合

(単品ごとに原産国が異なる場合などは、なるべく単品名間をスペースにする。)

・ 原産国＝○○製又は○○製 … 原則、取扱い不可。

(弊社での取扱いは、1か国のみに限定してもらうこと。(確約書などで取扱い条件設定))

非食品

- ・ ○○製 … 通常のパターン
「製」の語句を付加するが、原則、原産国の項目を記載しない。
原則、動植物(生体)、宝飾品、切手を除くすべての商品について、日本製も含み、原産国を記載。
- ・ ○○製(付属品名は○○製) … 主とするものと、付属品の原産国が異なる場合。
- ・ 原産国/単品名1=○○製□単品名2=○○製 … 詰合せなどで単品の原産国が異なる場合
時計やベルトなど価値のある工程が複数ある場合も同様に記載。(ムーブメント=日本製 ベルト=中国製)
詰合せでも、すべて同じ原産国の場合は、「○○製」のみまとめて記載。
食品と異なり、商品スペックの一部として、原産国を記載。
(スペックとしての記載位置は、サイズ表記、素材表記の後、付加表記の前。)

④ カタログの各種産地等に記載する産地名や生鮮食品名などの注意点

- 1) 国産の生鮮食品の原産地および原料原産地の産地名
 - ・ 市町村名での記載 … 原産地=○○県○○市
… 原産地=○○県○○村 ()
「○○県○○郡○○町」などの場合、郡名を省略
旧国名や地域名での記載は原則不可。必ず、「郡」「市」「町」「村」などが最後に付加されること。
 - ・ 海域名での記載 … 原産地=○○湾
広域な漁場で操業する場合の記載例 … 原産地=三陸・北海道沖
原則、水産庁の「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」に基づく海域名で記載。
上記①と同様、「沖」「湾」「灘」「湖」「川」などが最後に付加されること。
輸入品、特に原産地の場合は、海域名のみでの記載は不可。船籍を含め、国名で記載すること。

2) 海外の国名

- ・ 中国、台湾、韓国、北朝鮮を除き、原則、カタカナで記載。
- ・ アメリカの「米国」「USA」、イギリスの「英国」「GB」などの記載は不可とする。
(主題の通り、弊社カタログの記載ルールです。現品の記載は、法律が認める原産国の記載方法で可。)

⑤ 生鮮食品の名称

1) 水産物

- ・ 原則、標準和名をカタカナで記載。
- ・ 成長名、季節名がある魚種に関しては、成長名、季節名での記載も認める。
- ・ 地域名での記載は標準和名を併記した場合であっても、カタログ表記に認めない。
- ・ 輸入魚に関しては、標準和名があるものは標準和名を原則とするが、水産庁の「魚介類の名称のガイドライン」の別表2の一般的名称例での記載も認める。
(別表2に記載がない輸入魚に関しては、納品伝票の写しなどを参考に個別に判断する。)
- ・ 特に加工食品の生鮮食品名などで、標準和名でなく、複数の魚介類の総称で記載する場合は、総称名をひらがなで記載する。「あじ」「さば」「うなぎ」など
(今後、ひらがなでの記載で違和感があるものは、別途、記載方法を検討します。)

2) 畜産物

- ・ 原則、畜産物名(漢字)に「肉」の語句を付加して記載する。
- ・ 「肉」に該当しない部位のものは、「牛タン」「豚足」「鶏内臓」など、畜産名に部位名を付加した一般的な名称で記載する。
- ・ 和牛、銘柄牛、銘柄豚などであっても、原則、「牛」「豚」「鶏」などの畜産物名で記載する。

3) 農産物

- ・ 原則、農林水産省の作物分類の分類表の和名で記載。(別添参照)
- ・ 作物分類の分類表に記載のない作物は、日本食品標準成分表2020年版(八訂)に記載の名称で記載。
- ・ 柑橘類は、みかん、レモンを除き、「柑橘」と記載することを原則とするが、和名での記載も可とする。
(上記に記載がない農産物に関しては、納品伝票の写しなどを参考に個別に判断する。)

⑥ その他の特殊な事例(当社のルールで記載が必要なものなど)

- ・ はちみつは加工食品として原料原産地を記載する。ただし、国外でパックされた輸入品は原産国を記載。
 - 原料原産地/はちみつ=ハンガリー産 … バルクで輸入されたはちみつを国内で小分けする場合
 - 原産国=スイス製 … すでに販売形態になって輸入される場合
- ・ 紅茶、烏龍茶等の発酵茶および半発酵茶は単一茶葉の場合は荒茶生産国を原産国として記載し、複数国の茶葉をブレンドした場合は、ブレンド国を原産国として記載。ただし、国内で製造したものは、原料原産地を記載する。
 - 原産国=スリランカ産 … 単一茶葉の場合
 - 原産国=インド産、スリランカ産ほか … 異なる国の単一茶葉の商品の詰合せの場合
 - 原産国=インド製 … 複数国の茶葉をブレンドした場合
 - 原料原産地=インド産、スリランカ産ほか … 複数国の茶葉を国内でブレンドして製品化した場合
- ・ 海外ブランド品を日本で製造している場合、お客様が海外品と誤認しないように原産国を記載。
 - 原料原産地:紅茶=インド産・スリランカ産 原産国=日本製

賞味期間(消費期間)

- ① 原則として製造日から賞味期限までの期間を保存温度帯(常温で・冷蔵で・冷凍で)を付記して記載する。
 - ・賞味期間＝冷蔵で60日 … 製造から期限までの日数が179日までのもの
 - ・賞味期間＝冷蔵で6ヵ月 … 製造から期限までの日数が6ヵ月以上1年に満たないもの
 - ・賞味期間＝常温で2年 … 製造から期限までの日数が1年以上のもの
 - ・賞味期間＝常温で1年4ヵ月 … その他

製造から期限までの日数は、原則として、製造日も含めての期間とする。
ただし、月単位で計算しているものなど(20日以上のもの)はこの限りでない。
- ② 消費期限が記載されている商品は、「賞味期間」のタイトルを「消費期間」に変えて記載。
 - ・消費期間＝冷蔵で5日 … 喫食可能期間が、おおむね6日以内のもの
(表示ラベルに「消費期限」と記載されているもの
(製造から期限までの日数は、原則として、製造日を含めての期間とする。))
- ③ 輸入品や製造の都合などで、賞味期間の残日数が短くなるものは、上記、賞味期間に、「この商品は○以上期間のあるものをお届けします。」等の語句を付加して記載する。
なお「輸入品のため」「製造ラインの都合上」等の理由について、定型文として追記することが望ましい。
 - ・賞味期間＝常温で2年 ※この商品は10ヵ月以上期間のあるものをお届けします。
- ④ 季節限定製造などで、賞味期間の残日数が短くなるものは、上記、賞味期間に、「毎年○○に製造するシーズンパック品です。」などの語句を付加して記載する。
 - ・賞味期間＝常温で2年 ※毎年夏～秋に製造するシーズンパック品です。
 - ・賞味期間＝常温で3年 ※毎年春～初夏に製造して1年間寝かせたシーズンパック品です。
- ⑤ 異なる商品の詰合せで、それぞれの賞味期間が異なる場合は、原則として短い賞味期間を記載する。
 - ・賞味期間＝常温で60日 … Aの商品が賞味期間60日 Bの商品が90日 の場合
 - ・賞味期間＝パン:常温で8日 ピーナッツクリーム:冷蔵で7ヵ月
(賞味期間が大幅に異なる詰合せは販売しない方が良いが、やむを得ない場合はそれぞれを記載する。)
- ⑥ 販売する期間(カタログ有効期間)内で、賞味期間が変更になる場合は、それぞれの期間を記載する。
 - ・賞味期間＝10月31日まで:常温で20日 11月1日以降:常温で30日
- ⑦ 保存方法を変更すると商品の品質が劣化する商品などは、賞味期間にその旨を付加して記載する。
 - ・賞味期間＝常温で90日 ※冷蔵庫での保存はお控えください。
- ⑧ 生卵について配送が常温の場合は賞味期間記載後に「商品到着後は冷蔵庫で保存してください。」を追記する。
 - ・賞味期間＝常温で14日 ※商品到着後は冷蔵庫で保存してください。
注:チルドゆうパックで配送するものについては「賞味期間＝冷蔵で14日」と記載。

原材料中の特定原材料

商品に省令で定める特定原材料(アレルゲン)を含む場合、その対象特定原材料を記載する。
記載は順番も含めて、小麦・そば・卵・乳・落花生・えび・かにの7品目とし、推奨の21品目は記載しない。

その他、補足表記・注意表記

- ① 機能性表示食品は、原則として、商品内容に、「届出番号」と「届出表示」の内容を記載する。
 - ・届出番号:アルファベット○○ 届出表示:○○○○○○○○○○○○○○○○～

「機能性表示食品」適正広告自主基準では、1)「機能性表示食品」である旨 2)届出表示 3)「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」の表示 4)「国の許可をうけたものではない」表示 5)「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的にしたものではない」表示 をすることになっていますが、記載内容が多いため、原則、上記内容のみとする。
- ② 地理的表示法等に抵触する恐れのある商品については、下記の注意表記をスペック末尾に続けて記載する。
 - ・※商品は○○の工場です。 … 地名をうたっている商品だが、製造地がその地名と異なる場合
- ③ 商品の特性上、注意が必要な場合には、スペック末尾に続けて記載する。
 - ・記載義務ではありませんが、極力記載願います。ただし同一媒体内では必ず統一すること。
 - ※アルコール分が含まれています。 … 1%以上のアルコール分が含まれる商品の場合
 - ※L-フェニルアラニン化合物含有。 … アスパルテーム(L-フェニルアラニン化合物)が含まれる商品
 - ※パッケージが変更になる場合があります。 … 販売期間中に変更が予定されている場合
 - ※○○は商品提供者にお任せください。 … サイズ、品種、部位等が出荷状況によって変わる商品の場合
 - ※天候によりお届け時期が多少変更になる場合があります。
 - ※発送時には蜜入りりんごをお送りしております。
 - ※この商品は特別栽培農産物の基準に適合していません。

上記、記載ルールにおいて、「又は」を「または」で記載のほか、接続詞(「/」「＝」など)の記載が異なる場合があります。